

払戻金制度について

◆払戻金制度に関する事項

Williams Japan 株式会社 を通じて行われた正規雇用の斡旋には、2 か月の保証期間が与えられます。

1. 保証期間の特典は、候補者の雇用開始日から 30 日以内に上記で請求された料金を全額決済した場合にのみ適用されます。
2. 上記 1 を条件として、保証期間は候補者の雇用開始日から開始するものとします。
3. 上記 1 を条件として、保証期間中に求人者（候補者の業績に関する公正かつ合理的な理由に基づく）または候補者によって雇用が終了された場合、Williams Japan 株式会社は下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還いたします。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

（1）候補者が入社日から 1 か月未満に退職した場合、紹介手数料の 50%返金

（2）候補者が入社日から 2 か月未満に退職した場合、紹介手数料の 30%返金

4. 返金のリクエストはすべて、関連する保証期間中の候補者の雇用終了後 7 日以内に Williams Japan 株式会社に書面で行う必要があります。

払戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。

以上